

株 主 各 位

大阪府中央区北浜二丁目1番17号
北浜キャピタルパートナーズ株式会社
代表取締役社長 前 田 健 晴

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第33期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://kitahamabank.co.jp/category/ir/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第33期定時株主総会招集ご通知」をご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「北浜キャピタルパートナーズ」又は「コード」に当社証券コード「2134」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
（なお、上記の日時を株主総会日とした理由は、総会開催の準備日数、法定の開催期限等を総合的に勘案したことによります。）
2. 場 所 大阪市中央区北浜二丁目1番17号
北浜ビジネス会館 3階 302号室
3. 目的事項
報告事項 1. 第33期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第33期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4. 議決権の行使に関する事項
 - (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。
スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。詳細は、次ページをご参照ください。
 - (3) 議決権の重複行使の取り扱い
 - ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

[議決権行使ウェブサイトアドレス] <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2025年6月26日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

[パソコンをご利用の方]

上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

[スマートフォンをご利用の方]

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインID及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

事業報告

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善及びインバウンド需要の増加等により、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、原材料価格やエネルギー価格の高騰、海外景気の下振れや金融資本市場の変動リスク等への懸念から、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

不動産業界におきましては、日本の低金利と円安を背景に国内及び海外投資家による収益不動産への投資姿勢は引き続き旺盛な状況が続いております。また、中古マンション市場におきましても、首都圏を中心に成約件数が増加するなど、堅調に推移してまいりました。しかしながら、金融緩和政策の変更に伴う金利の上昇や、原材料、建築資材の価格高騰の影響につきましては、今後も注視していく必要があると考えております。

また、再生可能エネルギー関連投資事業につきましては、日本政府による2050年カーボンニュートラル宣言の下、2030年度に温室効果ガス排出を2013年度比46%削減という目標設定がされていること等を理由に、脱炭素化社会の実現へ向け、再生可能エネルギー市場は、中長期的な成長が見込まれております。

当連結会計年度における当社グループの売上高につきましては、当社のクリーンエネルギー事業において、太陽光発電・蓄電システムの売上があったこと等により、売上高701百万円（前年同期比199.2%増）となりました。

営業利益及び経常利益につきましては、太陽光発電・蓄電システムの仕入れがあったことに加え、業務拡大に伴い販売費及び一般管理費が増加し売上総利益が減少したこと等により、営業損失579百万円（前年同期は330百万円の営業損失）、経常損失601百万円（前年同期は412百万円の経常損失）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、上記に加え、保有する有形固定資産に対して減損損失を計上したこと及び固定資産売却損を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失835百万円（前年同期は489百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（投資事業）

投資事業につきましては、再生可能エネルギー事業不動産売買、ゴルフ場売上等の結果により、投資事業の売上高は701百万円（前年同期比199.2%

増)、セグメント損失（営業損失）は579百万円（前年同期は330百万円のセグメント損失）となりました。

（アセットマネージメント事業）

アセットマネージメント事業につきましては、当社が組成するファンドが無かったことからアセットマネージメント業務報酬、ファンドからの管理手数料等の計上はありませんでした。この結果、アセットマネージメント事業の売上高、セグメント利益の計上はありませんでした。（前年同期の売上高、セグメント利益（営業利益）もありません。）

（その他の事業）

その他の事業につきましては、アドバイザー一業務報酬等の計上はありませんでした。この結果、その他の事業の売上高、セグメント利益の計上はありませんでした。（前年同期の売上高、セグメント利益（営業利益）もありません。）

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、50百万円であります。その主なものは、バイオマス燃料販売事業における工具、器具及び備品の取得に係るものであります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使により2,670百万円の資金調達を行いました。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年3月期 第30期	2023年3月期 第31期	2024年3月期 第32期	2025年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	386,592	381,431	234,489	701,607
経常損失(△) (千円)	△620,001	△546,424	△412,419	△601,764
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△1,246,318	△904,221	△489,197	△835,207
1株当たり当期純損失(△) (円)	△12.73	△7.82	△3.49	△2.99
総 資 産 (千円)	1,786,322	1,324,111	1,216,171	2,686,039
純 資 産 (千円)	879,771	658,384	153,326	2,039,725

5. 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社グループは、当該状況を早期に改善・解消すべく、以下の対応策を実施してまいります。

1. 新規事業での収益獲得

データセンター事業の一環として締結した台湾のAblecom Technology Inc.との販売代理店契約に基づき、NVIDIA製GPUを内蔵したサーバーシステムを国内外の企業に販売し、売上（総額表示）及び収益を獲得する計画です。不動産事業においては、M&Aを活用して不動産売買事業、不動産賃貸事業、レンタル倉庫事業への進出を図り、売上及び収益を獲得する計画です。また障がい者人材紹介事業を開始し、AIを活用した障がい者と企業のマッチングサービスを提供して、売上及び収益を獲得する計画です。

2. 既存事業での収益獲得

当社が従来から注力しているクリーンエネルギー事業においては、太陽光発電開発事業と木質バイオマス燃料販売事業に積極的に取り組む計画です。当連結会計年度より開始した太陽光発電開発事業が順調に推移しており、さらに事業展開を拡大していく計画です。広島県において新たなプロジェクトに着手しました。またM&Aにより事業規模を拡大していく計画で、当該分野に精通した企業へ出資を行い、その予想利益を持分法による投資損益として業績予想に織り込んでおります。木質バイオマス燃料販売事業については、既存事業で得た知見をもとに、より収益の見込める川上分野に進出して、事業の発展に努めます。ゴルフ場運営につきましては、継続したコスト削減と営業努力により、売上高及び営業利益の増加を目指してまいります。

3. 経営資源の集約による経費削減

当社への資源の集約により、経営資源を効率的かつ機動的にし、経費の節約に努めます。

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも相変らぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出 資金	議決権比率・出 資比率 (%)	主な事業内容
①北浜GRF株式会社	1,000千円	51.00	サーバシステムの販売 データセンターの企画、設計
②忍者エナジー合同会社	100千円	51.00	データセンターの運営
③鳥取カントリー倶楽部株式会社	50,941千円	100.00	ゴルフ場の運営
④SUN Digital Transformation株式会社	10,000千円	51.00	人材紹介事業
⑤北浜PV開発1 合同会社	10千円	75.00	太陽光発電開発事業

(注) 上記①から⑤はすべて当社の連結子会社であります。

②当連結会計年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業の内容 (2025年3月31日現在)

事業部門	事業内容
サーバシステム販売事業	サーバシステムの販売
クリーンエネルギー事業	太陽光発電開発事業、木質バイオマス燃料供給事業
不動産事業	不動産売買事業、不動産賃貸事業、レンタル倉庫事業
人材紹介事業	障がい者人材紹介事業

ゴルフ場運営	ゴルフ場の運営
--------	---------

8. 主要な営業所（2025年3月31日現在）

(1) 当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区北浜二丁目1番17号

(2) 重要な子会社

名 称	所 在 地
北 浜 GRF 株 式 会 社	大阪市中央区北浜二丁目1番13号
忍 者 エ ナ ジ ー 合 同 会 社	大阪市中央区北浜二丁目1番13号
鳥 取 カ ン ト リ ー 倶 楽 部 株 式 会 社	鳥取県鳥取市洞谷856番地1
SUN Digital Transformation 株 式 会 社	大阪市中央区北浜二丁目1番17号
北 浜 PV 開 発 1 合 同 会 社	大阪市中央区北浜二丁目1番17号

9. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
19 名	21 名減

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員30名は含まれておりません。
2. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイト）は含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
3 名	増減なし	35 歳	4 年

10. 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
西 松 建 設 株 式 会 社	128,620千円
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	64,912千円

II. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 560,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 298,626,993株 |

3. 株主数

30,727名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
SUN ORGANIC FARM株式会社	35,838,700	12.00
株式会社 S B I 証券	5,642,588	1.88
楽天証券株式会社	3,397,600	1.13
株式会社 TK コーポレーション	3,150,500	1.05
米澤輝司	2,484,000	0.83
横山正和	2,040,500	0.68
SUN INVESTMENT株式会社	2,010,000	0.67
春山拓也	2,002,000	0.67
岩本俊	2,000,600	0.66
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	1,384,200	0.46

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年12月1日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額 3,200,000円

②新株予約権の行使価額 1個につき77円

③新株予約権の行使条件 ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

④新株予約権の行使期間 2018年6月22日から2027年12月21日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	40,000個	普通株式4,000,000株	1人

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

第14回新株予約権	
決議年月日	2024年5月29日
割当日	2024年5月30日
新株予約権の数	4,000,000個
発行価額	総額20,000,000円 (新株予約権1個につき5円)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	400,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
資金調達の内訳	6,820,000,000円 (内訳) 新株予約権発行による調達額 20,000,000円 新株予約権行使による調達額 6,800,000,000円
行使価額	1株当たり17円(固定)
募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。 SUN ORGANIC FARM株式会社 4,000,000個(潜在株式数400,000,000株)

新株予約権の行使期間	2024年5月30日から 2026年5月29日まで
その他	<p>① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆるMSワラントとは異なるものであります。</p> <p>② 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本買取契約を締結する予定です。その主な内容のうち本新株予約権にかかるものは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。 ・ロックアップ・先買権 <p>当社は、本新株予約権が残存している間、原則として、(a)割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデッド・エクイティ・スワップ等の実行による普通株式の発行又は交付、会社の普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をしても上記の各行為を行わず、(b)株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下、「本追加新株式等」といいます。）を発行又は交付しようとする場合には、事前に割当予定先に対して同一の条件・内容により引受ける意向があるか否か確認することを要します。</p> <p>③ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。行使価格が調整された場合、又本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は、調達資金の額は減少します。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 田 健 晴	鳥取カントリー倶楽部株式会社 代表取締役会長兼社長 SUN Digital Transformation株式会社 代表取締役 山陽小野田バイオマス燃料供給株式会社 代表取締役
取締役副社長	平 岡 佳 明	サンリアルティ株式会社 取締役 北浜GRF株式会社 代表取締役 忍者エナジー合同会社 職務執行者 アマリロ株式会社 代表取締役 関西インバウンド総研株式会社 代表取締役
取締役副社長 管理本部長	佐 藤 哲 寛	SUN Digital Transformation株式会社 取締役 北浜GRF株式会社 取締役
取締役副社長	児 玉 舟	サンリアルティ株式会社 代表取締役 北浜GRF株式会社 取締役 株式会社SYS 代表取締役
取 締 役	増 田 智	—
取 締 役	桂 幹 人	桂経営ソリューションズ株式会社 代表取締役
常勤監査役	長 岡 稔	—
監 査 役	後 藤 充 宏	あおば公認会計士事務所シニアパートナー 株式会社リビングプラットフォーム 常勤監査役
監 査 役	鈴 木 剛	行政書士スズキコンサルティング 代表

- (注) 1. 取締役桂幹人氏は社外取締役であります。また、桂幹人氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。また、長岡稔氏、後藤充宏氏、鈴木剛氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 取締役野村隆志氏、林享氏、監査役本村道徳氏は、2024年6月27日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
4. 後藤充宏氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決定しており、取締役の基本報酬は固定報酬のみとしております。取締役の報酬は、各人に相応しい人材の確保・維持並びに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、取締役並びに監査役の報酬総額の限度額を株主総会の決議により決定しております。

2005年3月14日開催の臨時株主総会において決議された取締役の報酬額は、年額100,000千円以内（4名）であります。2002年6月24日開催の第10期定時株主総会において決議された監査役の報酬額は、年額50,000千円以内（3名）であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額は、2024年6月27日開催の当社取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長前田健晴が決定しました。

この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の成果・責任等を考慮するについては代表取締役が最も適しているからであります。代表取締役は、報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの妥当性を担保するため、株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、当社の一定基準に基づく計算に加えて、社外の役員報酬制度に関して知見を有する者からの助言、経済環境、業界動向、経営状況及び企業文化等を考慮し、各取締役の報酬等の額を決定することとしており、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

地 位	員 数	基 本 報 酬 等 の 総 額
取 締 役	8 名	99,405千円（うち社外取締役 2名 4,800千円）
監 査 役	4 名	8,400千円（うち社外監査役 4名 8,400千円）

(注) 1. 当社には、使用人兼役員は存在しません。

2. 当事業年度末現在の人員数は取締役6名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。なお、上記の支給人員と相違しているのは、2024年6月27日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって任期満了した取締役2名及び監査役1名を含んでいるためであります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
社 外 取 締 役	桂 幹 人	桂経営ソリューションズ株式会社 代表取締役
社 外 監 査 役	長 岡 稔	—
社 外 監 査 役	後 藤 充 宏	あおば公認会計士事務所シニアパートナー 株式会社リビングプラットフォーム 常勤監査役
社 外 監 査 役	鈴 木 剛	行政書士スズキコンサルティング 代表

(注) 桂幹人氏及び監査役後藤充宏氏、鈴木剛氏の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	桂 幹 人	当事業年度に開催された取締役会には、14回中11回出席し、主に経営コンサルタント並びに経営者として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	長 岡 稔	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、18回中18回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	後 藤 充 宏	当事業年度に開催された取締役会には、14回中13回、また、監査役会には、18回中18回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	鈴 木 剛	社外監査役就任後に開催された取締役会には、11回中11回、また、監査役会には、12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と、当社定款に基づき、当社に対する損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社は、当社の取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約は、株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟責任等を、填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称及び氏名

柴田 洋（柴田公認会計士事務所）（会計監査人）
大瀧 秀樹（大瀧公認会計士事務所）（会計監査人）

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	38,315千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	38,315千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。当社監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由は、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人との定期的かつ適宜行う会合による意見交換や、社内関係部署からの聞き取り等を通じて必要な情報を収集したうえで、会計監査人の監査計画における監査内容並びに従前の事業年度における職務遂行状況及び報酬額見積り等の算出根拠を検討し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当事業年度に係る報酬の額は、会計監査人柴田洋氏、大瀧秀樹氏に対するもののみであります。

3. 当社の子会社であるSUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

法令に定める事由又は会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて解任又は不再任に関する決定を行う方針です。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めております。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、当社の重要な経営方針・規範、取締役会規程及びコンプライアンス規程の制定をし、率先垂範して取り組むとともに、全役職員に周知徹底を行う。

② 取締役会は、職務権限規程及び業務分掌規程の制定をし、職務の執行について責任と範囲を明確に定める。

③ 監査役は、コンプライアンス体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監査し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

④ 内部監査部門は各部門の業務を監視し、不正の防止・発見及びその改善を行う。

- ⑤ 管理本部をコンプライアンスの推進部門とし、対外的な契約のチェック、関連規程の作成及び見直し、並びに全役職員への周知徹底を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、「情報等」という。）の取扱いについて、情報管理規程及び文書管理規程を制定し、当該規程に従い、それぞれの担当部署に適切に当該情報等を保存及び管理させ、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 管理本部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
 - ② 取締役会は、管理本部より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。
 - ③ 取締役会は、不測の事態が発生した場合の対応を含むリスク管理規程等の管理体制を整備し、有事には当該規程等に基づいて代表取締役社長直轄の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に食い止める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門は、当該計画の達成に向けて具体的な行動計画を立案する。
 - ② 取締役会は、取締役会規程並びに稟議規程及び稟議事項明細書を制定し、取締役会決裁、社長決裁等の決裁権限を明確に定める。
 - ③ 取締役会は、取締役会が定める代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
 - ④ 取締役会は、日常の業務遂行に際して、職務権限規程及び業務分掌規程等を制定し、当該規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者は業務を遂行する。
 - ⑤ 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
 - ⑥ 管理本部本部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。また、業績管理の一環として、予算会議を開催し、目標未達要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役会は、当社グループ共通の企業理念・倫理規範を策定し、当社グループ全体に周知徹底を行う。
 - ② 当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - ③ 管理本部は、子会社を含む当社グループのリスク管理を管掌し、関係会社

管理規程並びにリスクマネジメント規程等に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社に当社への定期的な報告を義務づけ、一層の徹底化を図る。

- ④ 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、子会社等に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を構築する。
- ⑤ 当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう会計監査人及び内部監査部門との十分な情報交換が行える体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を配置するとともに、必要に応じて、内部監査部門を中心とした関係各部門は、そのサポートを行う。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、専任とし、専ら監査役の指示に従う。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人を配置した場合、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等に対して、事前に監査役の同意を得なければならない。
- (8) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ② 当社グループの役職員は、コンプライアンス上疑義ある行為を発見した場合、内部通報制度規程に従って、内部監査部門並びに監査役に報告するものとする。内部監査部門は自己が受けた報告及び調査の結果について、代表取締役社長及び監査役に報告を行う。また、当社は、通報者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、取締役会及び重要な会議に出席、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める等、監査役の会社情報に対するアクセス権を保証する。
 - ② 当社は、監査役会が、会計監査人から会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る機会を保証する。
 - ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続

きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務に関し、監査役から請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ④ 当社は、監査役会が、必要に応じて独自に弁護士その他の専門家を活用することができる体制を保证する。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
 - ② 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。
- (11) 反社会的勢力を排除するための体制
 - ① 取締役会は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない旨を「コンプライアンス基本方針」において定め、全役職員に周知徹底を図る。
 - ② 管理本部は、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力実務対応マニュアルの運用管理を徹底するとともに、反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を強化する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

(2) コンプライアンス体制について

常勤の取締役及び監査役、並びに使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、毎月1回コンプライアンス研修を実施しております。

また、内部通報制度については、「内部通報制度規程」に基づき、複数の窓口（ホットライン）を設置し運用しております。

(3) 損失の危険の管理に関する取り組み

管理本部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理し、当社グループに損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

(4) 監査役の監査体制

「監査役会規程」に基づき、定時監査役会を毎月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催し、監査に関する重要な事項について報告を受けるとともに、協議を行い、必要に応じて決議を行っております。

監査役は、会計監査人や内部監査部門等と連携を図り、監査の実効性を確保するとともに、取締役会への出席及び取締役・使用人へのヒアリング等を随時行い、健全な経営体制の確保に向けた活動を行っております。

(5) 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果について取締役会に報告しております。

(6) 子会社の経営管理

子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては、週次で報告を受けております。また、月次の決算内容について予実分析を当社の管理部門で行い、当社の取締役会にて報告しております。

子会社の重要な稟議事項については、子会社から当社に対して、事前に承認申請が行われる仕組みを構築し、適切に運用しております。

また、取締役を派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額、株式数及び数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                  | <b>負 債 の 部</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,494,558</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>472,726</b>   |
| 現金及び預金                 | 256,472          | 買掛金                  | 8,632            |
| 売掛金                    | 20,108           | 短期借入金                | 32,164           |
| 商品                     | 631,356          | 1年内返済予定の長期借入金        | 15,924           |
| 仕掛品                    | 14,682           | 未払金                  | 327,135          |
| 貯蔵品                    | 6,869            | 未払費用                 | 14,980           |
| 前渡金                    | 72,169           | 未払法人税等               | 6,859            |
| 前払費用                   | 16,782           | 前受金                  | 1,445            |
| 短期貸付金                  | 133,800          | リース債務                | 42,457           |
| 未収入金                   | 271,378          | その他                  | 23,127           |
| 預け金                    | 262,008          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>173,588</b>   |
| 未収消費税等                 | 97,039           | 長期借入金                | 59,738           |
| 未収法人税                  | 26,831           | 繰延税金負債               | 5,313            |
| その他                    | 10,767           | リース債務                | 106,116          |
| 貸倒引当金                  | △325,708         | その他                  | 2,420            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,191,481</b> |                      |                  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>681,186</b>   | <b>負 債 合 計</b>       | <b>646,314</b>   |
| 建物及び構築物                | 188,040          | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| 機械装置及び運搬具              | 5,872            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,977,205</b> |
| 工具、器具及び備品              | 61,441           | 資本金                  | 5,760,775        |
| コース勘定                  | 99,630           | 資本剰余金                | 5,625,762        |
| 土地                     | 499,051          | 利益剰余金                | △9,409,332       |
| リース資産                  | 202,405          | その他の包括利益累計額          | 38,565           |
| 減価償却累計額                | △194,218         | 為替換算調整勘定             | 38,565           |
| 減損損失累計額                | △181,035         | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>15,346</b>    |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>342,531</b>   | <b>非 支 配 株 主 持 分</b> | <b>8,607</b>     |
| のれん                    | 342,388          |                      |                  |
| その他                    | 142              |                      |                  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>167,763</b>   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,039,725</b> |
| 投資有価証券                 | 59,938           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>2,686,039</b> |
| 関係会社出資金                | 719              |                      |                  |
| 長期貸付金                  | 128,850          |                      |                  |
| 長期滞留債権                 | 1,134,697        |                      |                  |
| その他                    | 22,378           |                      |                  |
| 貸倒引当金                  | △1,178,821       |                      |                  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>2,686,039</b> |                      |                  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

2024年4月1日から  
2025年3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額       |
|-----------------|---------|---------|
| 売上高             |         | 701,607 |
| 売上原価            |         | 471,184 |
| 売上総利益           |         | 230,423 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 809,487 |
| 営業損失            |         | 579,063 |
| 営業外収益           |         |         |
| 受取利息            | 1,630   |         |
| 受取配当金           | 2,501   |         |
| 為替差益            | 5,656   |         |
| 持分法による投資利益      | 4,290   |         |
| 賃料収入            | 2,250   |         |
| その他             | 3,403   | 19,732  |
| 営業外費用           |         |         |
| 支払利息            | 7,794   |         |
| 新株予約権発行費        | 19,214  |         |
| 控除対象外消費税        | 11,970  |         |
| 持分法による投資損失      | 1,743   |         |
| 貸倒引当金繰入額        | 26      |         |
| その他             | 1,683   | 42,433  |
| 経常損失            |         | 601,764 |
| 特別利益            |         |         |
| 新株予約権戻入益        | 1,667   |         |
| 固定資産売却益         | 45      | 1,712   |
| 特別損失            |         |         |
| 減損損失            | 113,885 |         |
| 固定資産売却損         | 79,285  |         |
| 関係会社株式売却損       | 16,131  |         |
| 貸倒引当金繰入額        | 10,671  |         |
| 支払解決金           | 5,000   |         |
| 投資有価証券評価損       | 2,446   | 227,420 |
| 税金等調整前当期純損失     |         | 827,472 |
| 法人税、住民税及び事業税    |         | 5,115   |
| 当期純損失           |         | 832,588 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 2,619   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |         | 835,207 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

2024年4月1日から  
2025年3月31日まで

(単位：千円)

|                           | 株主資本      |           |            |           |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|-----------|
|                           | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 株主資本合計    |
| 2024年4月1日残高               | 4,421,753 | 4,286,740 | △8,571,759 | 136,734   |
| 誤謬の訂正による累積的影響額            |           |           | △14,861    | △14,861   |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |            |           |
| 新株の発行                     | 1,339,022 | 1,339,022 | －          | 2,678,044 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           | －         | －         | △835,207   | △835,207  |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | －         | －         | 12,495     | 12,495    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 1,339,022 | 1,339,022 | △822,712   | 1,855,332 |
| 2025年3月31日残高              | 5,760,775 | 5,625,762 | △9,409,332 | 1,977,205 |

|                           | その他の包括利益累計額 | 新株予約権  | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|---------------------------|-------------|--------|---------|-----------|
|                           | 為替換算調整勘定    |        |         |           |
| 2024年4月1日残高               | 26,586      | 4,867  | △14,861 | 153,326   |
| 誤謬の訂正による累積的影響額            |             |        | 14,861  |           |
| 連結会計年度中の変動額               |             |        |         |           |
| 新株の発行                     | －           | 10,479 | －       | 2,688,523 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           | －           | －      | －       | △835,207  |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 11,979      | －      | 8,607   | 33,081    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 11,979      | 10,479 | 8,607   | 1,886,397 |
| 2025年3月31日残高              | 38,565      | 15,346 | 8,607   | 2,039,725 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額               |
|------------------------|------------------|----------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                  | <b>負 債 の 部</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,570,620</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>65,766</b>     |
| 現金及び預金                 | 237,317          | 短期借入金                | 10,000            |
| 売掛金                    | 30               | 関係会社短期借入金            | 7,500             |
| 商品                     | 618,478          | 未払金                  | 17,003            |
| 短期貸付金                  | 133,800          | 預り金                  | 16,807            |
| 関係会社短期貸付金              | 507,194          | 未払利息                 | 7,173             |
| 未収入金                   | 251,705          | 未払費用                 | 4,869             |
| 預け金                    | 262,000          | 未払法人税等               | 2,413             |
| 未収消費税等                 | 78,617           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>7,733</b>      |
| 未収利息                   | 45,344           | 資産除去債務               | 2,420             |
| 前渡金                    | 38,500           | 繰延税金負債               | 5,313             |
| 前払費用                   | 15,692           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>73,500</b>     |
| 貸倒引当金                  | △618,060         | <b>純資産の部</b>         |                   |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>823,416</b>   | <b>株 主 資 本</b>       | <b>2,305,190</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>197,030</b>   | 資本金                  | 5,760,775         |
| 建物及び構築物                | 14,040           | 資本剰余金                | 5,625,762         |
| 工具、器具及び備品              | 45,985           | 資本準備金                | 5,625,762         |
| 土地                     | 151,088          | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>△9,081,347</b> |
| 減価償却累計額                | △14,084          | 利益準備金                | 15,930            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>142</b>       | その他利益剰余金             | △9,097,277        |
| その他                    | 142              | 繰越利益剰余金              | △9,097,277        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>626,243</b>   | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>15,346</b>     |
| 投資有価証券                 | 56,761           |                      |                   |
| 関係会社株式                 | 224,566          |                      |                   |
| 関係会社出資金                | 719              |                      |                   |
| 長期貸付金                  | 128,850          |                      |                   |
| 関係会社長期貸付金              | 326,057          |                      |                   |
| 長期滞留債権                 | 878,400          |                      |                   |
| 破産更生債権                 | 14,124           |                      |                   |
| その他                    | 4,287            |                      |                   |
| 貸倒引当金                  | △1,007,524       | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,320,537</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>2,394,037</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>2,394,037</b>  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

2024年4月1日から  
2025年3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額       |
|-----------------------|---------|---------|
| 売 上 高                 |         | 25,078  |
| 売 上 原 価               |         | 13,651  |
| 売 上 総 利 益             |         | 11,427  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 397,369 |
| 営 業 損 失               |         | 385,941 |
| 営 業 外 収 益             |         |         |
| 受 取 利 息               | 12,068  |         |
| 受 取 配 当 金             | 39,575  |         |
| 為 替 差 益               | 5,656   |         |
| そ の 他                 | 28      | 57,330  |
| 営 業 外 費 用             |         |         |
| 支 払 利 息               | 7,932   |         |
| 新 株 予 約 権 発 行 費 用     | 19,214  |         |
| 控 除 対 象 外 消 費 税       | 8,651   |         |
| 雑 損 失                 | 1,206   | 37,004  |
| 経 常 損 失               |         | 365,616 |
| 特 別 利 益               |         |         |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入         | 600     |         |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 1,667   | 2,267   |
| 特 別 損 失               |         |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 114,555 |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 21,438  |         |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 2,446   |         |
| 支 払 解 決 金             | 5,000   | 143,440 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |         | 506,789 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |         | 2,437   |
| 当 期 純 損 失             |         | 509,227 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

2024年4月1日から  
2025年3月31日まで

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |           |             |             |              |             |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|--------------|-------------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     |             | 利益剰余金       |              |             |
|                             |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金       | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
|                             |           |           |             | 繰越利益<br>剰余金 |              |             |
| 2024年3月31日残高                | 4,421,753 | 4,286,740 | 4,286,740   | 15,930      | △8,588,049   | △8,572,119  |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |             |             |              |             |
| 新株の発行                       | 1,339,022 | 1,339,022 | 1,339,022   | －           | －            | －           |
| 当期純損失                       | －         | －         | －           | －           | △509,227     | △509,227    |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | －         | －         | －           | －           | －            | －           |
| 事業年度中の変動額合計                 | 1,339,022 | 1,339,022 | 1,339,022   | －           | △509,227     | △509,227    |
| 2025年3月31日残高                | 5,760,775 | 5,625,762 | 5,625,762   | 15,930      | △9,097,277   | △9,081,347  |

|                             | 株主資本      | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-----------------------------|-----------|--------|-----------|
|                             | 株主資本合計    |        |           |
| 2024年3月31日残高                | 136,374   | 4,867  | 141,241   |
| 事業年度中の変動額                   |           |        |           |
| 新株の発行                       | 2,678,044 | 10,479 | 2,688,523 |
| 当期純損失                       | △509,227  | －      | △509,227  |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | －         | －      | －         |
| 事業年度中の変動額合計                 | 2,168,817 | 10,478 | 2,179,295 |
| 2025年3月31日残高                | 2,305,190 | 15,346 | 2,320,537 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月31日

北浜キャピタルパートナーズ株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所  
大阪市中央区

公認会計士 柴 田 洋

大瀧公認会計士事務所  
東京都北区

公認会計士 大 瀧 秀 樹

### 〈連結計算書類監査〉

#### 監査意見

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北浜キャピタルパートナーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北浜キャピタルパートナーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 〈報酬関連情報〉

当監査人に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は38,315千円であり、非監査業務に基づく報酬の額は無い。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月31日

北浜キャピタルパートナーズ株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所  
大阪市中央区 公認会計士 柴 田 洋

大瀧公認会計士事務所  
東京都北区 公認会計士 大 瀧 秀 樹

### 〈計算書類等監査〉

#### 監査意見

当監査人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北浜キャピタルパートナーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においても、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 〈報酬関連情報〉

当監査人に対する、当事業年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は38,315千円であり、非監査業務に基づく報酬の額はない。

#### 利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人柴田洋氏及び大瀧秀樹氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人柴田洋氏及び大瀧秀樹氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月1日

北浜キャピタルパートナーズ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）長 岡 稔 ㊟

社外監査役 後 藤 充 宏 ㊟

社外監査役 鈴 木 剛 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 当社の事業領域の拡大等に伴い、現行定款第2条（目的）について、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 当社の今後の事業拡大に備えた機動的かつ柔軟な資本政策を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を560,000,000株から1,000,000,000株に増加させるものであります。
- (3) 当社は、経営意思決定のさらなる迅速化と組織体制の強化を目的として、2025年5月15日付で代表取締役2名体制に移行いたしました。この体制変更に伴い、株主総会および取締役会の招集権者について、従来は「代表取締役社長」に限定しておりましたが、今後は複数の代表取締役が存在することとなるため、招集権者を「代表取締役」とするよう定款を変更するものです（現行定款第14条（招集者および議長）および第22条（取締役会の招集権者および議長）。また、第21条第2項（代表取締役および役付取締役）について、現行の経営体制に即した内容とするため、変更を行うものであります。
- (4) 今後の当社の事業規模拡大や経営環境の変化に対応し、経営体制の一層の強化および多様な人材の登用を図るため、現行定款第18条（取締役の員数）について、取締役の員数を7名以内から10名以内に増加するものであります。

## 2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりです。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(20) (条文省略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(21)</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> | <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(20) (現行どおり)</p> <p><u>(21) データセンターの企画および運営</u></p> <p><u>(22) データサーバーシステムの販売、運営及び管理</u></p> <p><u>(23) 木材の伐採、加工および販売業</u></p> <p><u>(24) 木質バイオマスチップ燃料の製造、加工および販売業</u></p> <p><u>(25) 再生可能エネルギー施設および蓄電所の開発、取得、建設、所有および運営</u></p> <p><u>(26) 蓄電池システムの販売および貸与</u></p> <p><u>(27)</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条</p> <p>当社の発行する株式の総数は、<u>560,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第13条（条文省略）</p> <p>（招集者および議長）</p> <p>第14条</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役<u>社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>（新設）</p> <p><u>2</u> 代表取締役<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条～第17条（条文省略）</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条</p> <p>当社の発行する株式の総数は、<u>1,000,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第13条（現行どおり）</p> <p>（招集者および議長）</p> <p>第14条</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。</p> <p><u>2</u> 代表取締役が複数あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>3</u> 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条～第17条（現行どおり）</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条<br/>当社の取締役は<u>7</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条<br/>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選任し、<u>または</u>必要に応じ、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条<br/>当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条<br/>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選任し、<u>また必要に応じ、代表取締役会長1名を、</u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役等各若干名を定めることができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役<u>社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第23条～第44条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。</p> <p><u>2</u> 代表取締役が複数あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>3</u> 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第23条～第44条 (現行どおり)</p> |

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、全取締役が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号                                                                                                                                                                   | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                       | まえだ けんせい<br>前田 健晴<br>(1964年6月21日生) | 1989年3月 成城大学法学部法律学科 卒業<br>1989年4月 オリックス株式会社 入社<br>1997年5月 ワイトレーディング株式会社 (現当社) 代表取締役社長<br>1999年3月 神戸大学大学院法学研究科 博士後期課程単位取得退学<br>2016年3月 鳥取カントリー倶楽部株式会社 代表取締役会長兼社長 (現任)<br>2022年4月 山陽小野田バイオマス燃料供給株式会社 代表取締役 (現任)<br>2022年6月 当社 取締役会長<br>2023年6月 当社 代表取締役社長 (現任)<br>2023年7月 SUN Digital Transformation株式会社 代表取締役 (現任)<br>(現在に至る) | 1,358,900株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】<br/>                     前田健晴氏は、創業時から代表取締役社長及び取締役会長としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社事業への理解及びその高い専門性を活かしていただけると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                          | 氏 名<br>(生 年 月 日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式<br>の<br>数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2                                                                                                                                  | ひら おか よし あき<br><b>平 岡 佳 明</b><br>(1968年1月25日生) | 1991年6月 米国コロンビア大学経済学部 卒業<br>1994年3月 Citibank, N.A. 入行<br>1997年6月 William. E Lore 移民弁護士事務所<br>パートナー<br>2004年5月 財団法人大阪観光コンベンション協会<br>2013年10月 一般社団法人関西インバウンド事業推進<br>協議会 理事長<br>2016年2月 関西インバウンド総研株式会社<br>代表取締役（現任）<br>2024年3月 サンリアルティ株式会社 取締役（現任）<br>2024年6月 当社 取締役<br>2024年8月 当社 取締役副社長（現任）<br>2024年10月 北浜GRF株式会社 代表取締役（現任）<br>2024年11月 忍者エナジー合同会社 職務執行者（現任）<br>2025年3月 アマリロ株式会社 代表取締役（現任）<br>（現在に至る） | 一株                 |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>平岡佳明氏は、観光産業を中心とした経歴を持ち、インバウンド・地域創生に関する高い専門性を有していることから、当社事業への理解及びその高い専門性を活かしていただけると判断し、引き続き、取締役候補者といいたしました。 |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                     | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式<br>の<br>数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3                                                                                                                                                             | き とう てつ ひろ<br>佐 藤 哲 寛<br>(1968年1月28日生) | 1990年3月 横浜国立大学経済学部 卒業<br>1990年4月 オリックス株式会社 入社<br>2001年10月 当社 取締役<br>2002年10月 株式会社イオス 代表取締役 (現任)<br>2018年4月 デリバティブリサーチ株式会社<br>取締役 (現任)<br>2023年6月 当社 取締役 管理本部長<br>2023年7月 SUN Digital Transformation株式会社<br>取締役 (現任)<br>2024年7月 北浜GRF株式会社 取締役 (現任)<br>2024年8月 当社 取締役副社長CFO 管理本部長 (現任)<br>(現在に至る)                                                          | 一株                 |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>佐藤哲寛氏は、財務・経理等の管理部門を中心とした経歴を持ち、当社の創業期に財務担当取締役を務めるなど、財務、税務及び会計に関する高い専門性を有していることから、当社事業への理解及びその高い専門性を活かしていただけると判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                    |
| 4                                                                                                                                                             | こ だま しゅう<br>児 玉 舟<br>(1969年2月2日生)      | 1987年1月 滋賀県立玉川高等学校 中途退学<br>1989年3月 第一建築サービス株式会社<br>(現 株式会社ダイケンビルサービス) 入社<br>1990年3月 株式会社日報 入社<br>2003年4月 株式会社ピアライフ 取締役<br>2008年10月 株式会社明野住宅 (現 株式会社ウエスト<br>エネルギーソリューション) 取締役<br>2014年1月 株式会社リアル 代表取締役<br>2016年7月 株式会社SYS 代表取締役 (現任)<br>2024年3月 サンリアルティ株式会社 取締役 (現任)<br>2024年6月 当社 取締役<br>2024年7月 北浜GRF株式会社 取締役 (現任)<br>2024年8月 当社 取締役副社長 (現任)<br>(現在に至る) | 一株                 |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>児玉舟氏は、不動産業を中心とした経歴を持ち、不動産開発やホテル運営に関する高い専門性を有していることから、当社事業への理解及びその高い専門性を活かしていただけると判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。                            |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                    |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                  | 氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式<br>の<br>数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 5                                                                                                                                                                                          | かつら みき と<br>桂 幹 人<br>(1953年9月20日生) | 1973年4月 株式会社コンペ 入社<br>1980年2月 株式会社日本視力管理システム 代表取締役<br>1982年3月 株式会社リベラルシステム 代表取締役<br>1989年11月 株式会社日本アシスト 代表取締役<br>2004年4月 桂経営ソリューションズ株式会社<br>代表取締役(現任)<br>2023年6月 当社 社外取締役(現任)<br>(現在に至る) | 一株                 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>桂幹人氏は、長年の経営コンサルタントまた経営者としての豊富な経験・専門知識をお持ちであることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定する予定です。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                          |                    |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。各候補者が選任された場合、各氏は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
3. 桂幹人氏は、社外取締役候補者であります。
4. 桂幹人氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
5. 桂幹人氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として指定し届け出る予定であります。
6. 桂幹人氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償の限度額は法令に定める最低限度額としております。

### 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年3月14日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額100,000千円以内(4名)とすることについて決議されております。しかしながら、近年の急速な事業環境の変化により、取締役に求められる役割や責務は一層増大しております。また、コーポレートガバナンスのさらなる強化を図るうえで、優秀な人材の確保・維持にふさわしい報酬水準の整備が必要と考えております。このような状況を踏まえ、取締役の報酬等の額を年額500,000千円以内(うち社外取締役分は年額6,000千円以内)に改定いたしたく、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

改定後の報酬額は、当社の事業規模、取締役に求められる職責の高度化を踏まえたうえで、合理的かつ妥当な水準であると考えております。なお、現在の取締役員数は6名であり、第1号議案「定款一部変更の件」が、原案通り承認可決されますと、当社定款上は取締役を最大10名まで選任することが可能です。本定時株主総会

においては、第2号議案「取締役5名選任の件」のご承認が得られた場合、取締役5名（うち社外取締役1名）となります。

当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は14頁に記載のとおりであります。本議案の内容については、当該方針に沿うものであり相当なものであると判断しております。

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2005年3月14日開催の当社臨時株主総会において、年額100,000千円以内とご承認をいただいておりますが、第3号議案「取締役の報酬額改定の件」が、原案通り承認可決されますと、当社の取締役の報酬等の額は、年額500,000千円以内（うち、社外取締役分は年額6,000千円以内）となります。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、譲渡制限付株式として割り当てるための報酬等を上記報酬等の額の範囲内で、下記のとおり支給いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は5%程度と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において定めており、その概要は事業報告14頁に記載のとおりであります。本議案及び第3号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案通り承認可決されることを条件として、承認いただいた内容と整合するよう本株主総会終結後の当社取締役会において所要の変更を行うことを予定しております。また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は5名（うち社外取締役1名）となり、対象取締役は4名となります。

#### 対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

##### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該

金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数2千万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を

当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式とは異なる設計の譲渡制限付株式を、当社の従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対し、割り当てる予定です。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区北浜二丁目1番17号  
北浜ビジネス会館 3階 302号室



地下鉄堺筋線／京阪本線 北浜駅 (②番出入口) 徒歩約2分  
※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。